調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	32 島根県

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部調	1 (室)	名	環境生活部		総務課	男女共同参	画室			
担	当	職	員	数		4	人	(専任	4	人、兼任	人)	

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名							称	島根県男	女共同	参画推進	会議	島根県男女共同参画推進会議							
設	置	年	月	日	•	根	拠	平成 15 年 6 月 3 日 根拠: 島根県男女共同参画推進会議設置要領											
長		の			役		職	環境生活部参事											

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		島根県	男女共	:同参画審議会	È					
設	置	年	月	日	平成	14	年	6	月	1	日			
構		成		員		15	人	(女性	7	人、男性	8	人)		

4 男女共同参画に関する計画

	97 W PI I PI										
	計画期間	平成	28	年	4	月	~	33	年	3	月
名	称		第3次	島根県男	女共同参画	i計画					
改定・見直	しの予定時期	平成	33	年	4	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
関する法律	業生活における活躍の推進に 律(以下「女性活躍推進法」とい 進計画と一体である	0	※いずれ	か1つに○を	つけてください。						
七州江 新	推准注の推准計画と別に作成										

5 男女共同参画に関する条例

カススドラーに対する木が												
有の場合		名		称				島根県男:	女共同	参画推進	条例	
		公	布	日		平成	14	年	3	月	26	日
		施	行	B		平成	14	年	4	月	1	日
	最	終	改	正	日	平成		年		月		日
		改	正内	容								
	改正が予	定さ	れてい	る場合	3、改正予定	≧時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等について検討中(状況を具体的に)											
※ どちらかに○を つけてください。	4	持に検	食討して	ていな	い			•	,	•		•

							調査時点	コードをり	以下より	選択してくださ	い	
議:	会等委員への女性の登用			1:平	成29年4月	1日	2:平	成29年5	月1日	3:その他:	平成年月	日
	目標値	平成	32	年度まで	50	%	平成		年度ま	きで	%	
	根拠					第3	次島根県男	女共同	多画計画			
目標	課設定の対象である審議会等の範囲			法	令、条例	、規則、要	要綱等により	設置され	ている著	F議会、協議 <i>会</i>	等	
□ ==	設定の対象である審議会等における登用状況	調査	時点コード	1	審議:	会等数(131)うち女性	委員を含む	む審議会等数(107)
口标	設定の対象である金融去等における豆用仏が		延総委	員等数(1,532)延女性	委員等数(684)	女性比率(44.6)
地方	自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査	時点コード	1	審議:	会等数(77)うち女性	委員を含	む審議会等数(66)
況			延総委	長員等数(1,119)延女性	委員等数(473)	女性比率(42.3)
法律:	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査	時点コード	1	審議:	会等数(37)うち女性	委員を含む	む審議会等数(36)
審議	会等における登用状況(*)		延総委	員等数(728)延女性	委員等数(304)	女性比率(41.8)
	自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査	時点コード	1	審議:	会等数(9)うち女性	委員を含	む審議会等数(9)
登用	状況		延総委	員等数(76)延女性	委員等数(22)	女性比率(28.9)
	目標値以外の目標設定											
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表		・非公君	₹ O) -無		作成予	定有	
女性	人材名簿が有る場合	掲載人	人数 363	人	(平成	29	年	6	月現在	E)		
性登用		人材育	育成事業の実	淫施の有無	有	Ī	-無	0				
用	その他	委 員	の公募		1	ī O	-無					
方 策	て <i>い</i> 他	そ	の他		審議会等	そへの女性	生の参画推	進要綱に	基づく事	前協議の実施	Ē	`

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

女性公務員の	採用•登用状況						調査時点コードを以下より選択してください						
(1)-1管理職の	在職状況							選扎	尺してくださ	را:	その他:	平成 年 月	日
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の 内	訳	
			うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	351	34	9.7	19	2	10.5	43	1	2.3	289	31	10.7
411	うち一般行政職	290	34	11.7	15	2	13.3	32	1	3.1	243	31	12.8
支庁·地方事	計	369	37	10.0	11		0.0	30	3	10.0	328	34	10.4
務所等	うち一般行政職	255	13	5.1	7		0.0	22	1	4.5	226	12	5.3
全体	計	720	71	9.9	30	2	6.7	73	4	5.5	617	65	10.5
土件	うち一般行政職	545	47	8.6	22	2	9.1	54	2	3.7	469	43	9.2
再掲	警 察 関 係	86	3	3.5				10		0.0	76	3	3.9
一門包	教育委員会	74	7	9.5	3		0.0	5	2	40.0	66	5	7.6

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		選扎	尺してくださ	い	その他:	平成 年月	日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比率
本庁	計	449	69	15.4	639	155	24.3
471	うち一般行政職	350	65	18.6	466	145	31.1
支庁·地方事	計	731	201	27.5	1,026	301	29.3
務所等	うち一般行政職	427	80	18.7	564	198	35.1
全体	計	1,180	270	22.9	1665	456	27.4
土件	うち一般行政職	777	145	18.7	1030	343	33.3
再掲	警 察 関 係	176	14	8.0	501	72	14.4
111 161	教育委員会	123	61	49.6	168	90	53.6

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日~29年3月31日

		課長相当職	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	44	5	11.4	59	16	27.1	54	17	31.5
471	うち一般行政職	39	5	12.8	54	15	27.8	42	16	38.1
支庁·地方事	計	63	6	9.5	78	18	23.1	96	34	35.4
務所等	うち一般行政職	45	2	4.4	52	11	21.2	56	23	41.1
全体	計	107	11	10.3	137	34	24.8	150	51	34.0
王仲	うち一般行政職	84	7	8.3	106	26	24.5	98	39	39.8
再掲	警 察 関 係	9	2	22.2	23	5	21.7	33	6	18.2
177 (E)	教育委員会	14	1	7.1	16	8	50.0	16	11	68.8

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

(<u>'/ TOT </u>	_ 771	147	コックマ	MEA.395.71	40.00	ソテク	つんシスス		**************************************	* (1-0-2	10/00/12/2018
	勤務	昇試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
	成 績	面接 のみ		面接のみ			年 剱		勤務経験	望	
課長級	0		0			0	0				
補佐級	0		0			0	0				
係長級	0		0			0	0		0		

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数	平成28年4月1日~29年3月31日

	<u> </u>	2T 1H (24)	X V X X X X X X		WEU-111	IH EVT	-0/JUIH
					全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
1	昇	任	試	験	896	79	8.8
!	昇	格	試	験			

(2)女性公務員の採用状況	平成28年4月1日~29年3月31日

			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率(%)
	全体		290	102	35.2
		うち 上級	174	40	23.0
うち	5一般行政職		139	45	32.4
		うち 上級	92	25	27.2
う	ち警察関係		59	8	13.6
		うち 上級	40	3	7.5

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

設置年月日	平成							愛称・通称 ある	, , ,			
Ī		11	年	4	月	1	B	施設形態	単独施設	0	複合施設	
	郵便番号:	694-0064	4	住 所:	島根県	大田市大田5	汀大田イ2	236番地4				
所在地等	電話番号:	0854-84-	-5500	FAX番号	号:	0854-84-	5589					
	トームページ	:http://wv	ww.asuteras	su-shimar	- ne.or.ip/							
	1 施設管理		直営(担当			•)	
管理·運営主体	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0				団法人しまれ	女性わり	/ター			,	
※1~2について、該当するも		O	おんしゅう その他(11 (11 m).	<u>д</u> ш,и	шихова	У Д С.				,	
のに〇をつけ、記入してくださ	2. 事業運営	¥	直営(担当	以如 巳夕 .							,	
۱۱.	- ・	5	指定管理								,	
		_				+田注 1.1 士4	2 4 性 4 2	ンターに委託)	
職員数	744 #L	0				1四広人しよ1			#	40 500	,	- m
戦 貝 剱	常勤	9	人、	非常勤	2	人	予算額	平成29年	. 艮	49,583	3	千円
主な事業	* 美 〇 1.		ものにひを ミ(主な事項		よ争垻を	記入してくだ		+ 生た汗田 た	情報発信、広報	文 祭)	
エタデ木	0 2.				╊謙座				_{同報先信、仏報} 女性の活躍推進		女性リーダ)	
	O 3.		ゅず々. ま(主な事項		/ 叶/土 、				国に関する相談対		· \(\(\mathbb{L}\) \(\) \(\)	
男女共同参画・女性に	0 4.	1 1 1 2 1 7 1	、土みずみ						ージ等を活用し	•	· 	
関するもの	5.		(主な事項)	
	O 6.	交流促進	(主な事項	島根	県男女	共同参画推定	進月間(6	6月)にフェスティ	ィバル開催、女性	ミリーダー	· -交流会)	
	7.	企業・NF	O法人との	連携・働	きかけ(主な事項:)	
	8.	国際交流	·海外派遣	事業(主	な事項:)	
	O 9.	調査研究	2(主な事項			男女共同参	画に関す	る県民の意識・	実態調査(5年2	ごと))	
	O 10.	その他(3	主な事項:				砌	ҥ修講師派遣等)	

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	①公益信託しまね女性	ミファンド	②公益財団	団法人しる	まね女性センター	基金·基本財産額	1291,167 2112,05	千円
設置年月日	①平月 4 年	6	月	24	日②平成 10年10月 12日	①島根県ほか	②島根県ほか	

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	○ 有 名称等: しまね女性会議	加盟団体数	15
有無	石が守. しよねメに云酸 無	会 員 数	把握していない
地方公共団体からの助成・委託	有		•
事業実施の有無	O 無		
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
活動内容	2. 機関誌の発行		
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成		
※美施しているものに ○をつけてください。	4. その他 (内容:		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市町村職員研修会の開催
 - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 利 : 概要:
- 〇 7. その他 (内容: 市町村条例、計画等策定(改訂)支援、相談窓口
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
 - (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

 - (2) 女性職員の研修受講への配慮

 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 内容: 自治大学校特別課程(地方公務員女性幹部養成支援プログラム)に職員を派遣 〇 3. その他

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

٠.	位当内(中/床(主/川台のガス六円を回 久江房床)子								
	事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考					
	関係予算総額(施設整備費を除く)	109,306	131,966						
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	##### %	0.02579 %						
	男女共同参画・女性のための施設整備費								

 公共	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定		
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0			
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定				
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0			
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) C					
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達				
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	0			
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定				
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定				
	(5) その他(内容:)				

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			争参加資 格審査に おける男	資格審査に おける男女 共同参画 等の項目	式の一般 競争入札を	参画等の 項目の設
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
具	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
体	_	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	(1)	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				_
	13	その他	0		0	0

15	用かせ日参画笔を推准し	ている企業の登録・認定・	調証 主影制度の共和
15	男女共同参画寺を推進し	ている企業の登録 認定	認証、表彰制度の状況

	***	问罗目中心证证50000元末公立外 配定 配证(农学时及公外儿		
			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	0
		女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得		
		女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定 (努力義務企業のみ対象) (全ての企業が対象)	0	
選		役員に占める女性割合に関する項目		
定		管理職に占める女性割合に関する項目		
等		役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
の		その他「登用促進等」に関する項目		
基		仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準		ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
l		短時間正社員制度の導入	0	
		男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
		ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他	0	0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	しまね子育て応援企業認定制度(2、7、8、9、10)、「しまね女性の活躍応援企業」登録制度(2)
\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	プレミアムこっころカンパニー表彰(12)、「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰
	※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する	5選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	0	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	しまね働く女性きらめき応援会議
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17	男女共同参画に	関するデータ	生(白書等)の)作成状况
	刀入大門罗門下	・カスフロノーファ	* () = +/ .	/ 1 F 196 7/5 1/6

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	O 有 名称 しまねの男女共同参画年次報告 無	
公表周期	1 年 不定期	
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	O 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他	

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

* !	成 29年度美施予定事果 ※該当9る予定事果 名 称	たがない場合は、記入懶に記入しないでください。 事業内容等	参加予定者数	時 期
	在	事 果 内 谷 寺 県の男女共同参画月間に合わせた広報、関連イベント(あすてらす フェスティバル)等の実施等	多加	6月
•	表彰 「しまね女性の活躍応援企業」知事表彰 「しまね働く女性きらめき大賞」	「しまね女性の活躍応援企業」の登録企業の中から、特に他の企業 の模範となるような優れた取り組みを行っていると認められる企業を 表彰 企業でいきいきと活躍し、働く女性のロールモデルとなる女性を表彰		年1回 (冬頃) 年1回
	「しらは耐く人にこういこ人見」	正来でいていると// 「時で、例へ外にの」 がとうがといるの外にと数学	0 位往及	(冬頃)
	講座 男女共同参画お届け講座	男女共同参画への理解を地域へ広げるために市町村と共催で行う、様々なテーマを切り口とした出張講座	50人/回	通年(年 3回)
•	・男性のためのブラッシュアップセミナー	日常生活に役立つ実践講座を中心とした、男性の男女共同参画への理解を深める出張講座(3回シリーズ)	25人	通年(1 か所)
	・学生向けライフデザイン支援講座	男女共同参画の視点を持って将来設計、就職活動、社会参画等をしていくための、学生を対象とした出張講座	100名/回	通年(年 4回)
	・ 相談事業 ・男女共同参画に関する相談	男女共同参画センター職員による一般相談、市町村からの計画策定等に関する相談		常設
	情報収集·提供 男女共同参画年次報告	島根県男女共同参画計画に係る施策の進捗状況等をまとめて公表		秋から冬 頃
	・ 苦情処理 ・島根県男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度	県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情への対応		随時
7.	交流促進			
	企業・NPO法人との連携・働きかけ 男女共同参画社会形成促進会議	行政、経済団体や女性団体などの関係団体、報道機関等による、男 女共同参画に関する取組等についての情報交換、意見交換	41団体	年1回 (冬頃)
•	・ネクストリーダーセミナー	企業・団体等の経営者、経営幹部等を対象に、多様な人材が活躍で きる環境整備に力を入れる企業の取り組みを紹介するセミナーを開	90人	7月
•	・管理職セミナー	催 企業・団体等の管理職を対象に、女性職員の力を引き出し、様々な ワーク・スタイルを持つ社員が働きやすい職場をつくる力を高めるセ	30人	年1回 (冬頃)
	女性の活躍推進セミナー	ミナーを開催 様々な分野で働く女性を対象とした、女性が働きやすい環境づくりを 推進するための参加型連続セミナー(3回シリーズ)	20人/1か所	通年(2 か所)
	・女性リーダー研修・ネットワーク交流会	 県内企業で指導的立場になろうとする女性を対象とした、資質向上 と人材ネットワークの構築を図るための研修会及び交流会、	20人	年2回
•	働きたい女性のための座談会	就業希望のある女性と子育てをしながら働いている女性や、企業の 経営者等との座談会	20人	年2回
9. •	」 国際交流·海外派遣事業			
10	. 調査研究			
	・ その他 ・男女共同参画サポーター養成支援事業	地域で男女共同参画を推進する男女共同参画サポーター(県委嘱) に対する研修の実施、市町村との連携支援、活動発表の実施	約130人	通年(研 修5回、 地域訪問
٠	女性活躍に係る行動計画策定支援	女性活躍推進法で事業主行動計画の策定が努力義務とされている 労働者300人以下の企業等を対象に、計画策定を支援するアドバイザーを派遣		5回) 通年
•	「しまね女性の活躍応援企業」登録制度	事業主行動計画等を策定し、女性活躍推進に取り組む企業を登録 して魅力アップを支援		通年
•	「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」	「しまね女性の活躍応援企業」の登録企業を対象に、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる取り組みに対して経費の一部を助成		通年(年 2回募 集)
	「公益信託しまね女性ファンド」	女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援		通年(年 2回募 集)

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号にOをつけてください。

	1. 1 及25 十7月1日	ての他、十成 平月 日	
議 会 名	島根県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明ありますか。1~3のいずれか一つを選		1.欠席事由として明記した規定がある。	
		2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1
		3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
問2. <u>問1. で、1を選択した場合</u> におり 「欠席事由として明記した規定」とは、ど	のような規定ですか。1~3	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照	してください	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、全く同じでなくても、 「同様」を選択してください。	米人の情追か问しであれば	3.その他	

【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則 第二条

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事 由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	1
その他 (具体的に事由を記載してください)	

規則名 島根県議会会議規則第2条

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

都道府県名 32 島根県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も配入してください。)								
	平成29年4月1日現在	0	平成29年5月1日現在	その他:平成	年 月	日現在		

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください

女性 ○ 男性 任期:平成 27 年 4 月 30 日 ~ 31 年 月 29 日 ※該当する方にOをつけてください

(女性 知 2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 * 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が出程したものを掲載しています。 変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 48以下の空白行に記入してください うち女性委員数 女性委員の割合 ものには番号の前の欄に×を記入してください) (人) (人) --都道府県防災会議(会長を含む) 71 都道府県防災会議(委員のみ) 70 29 41.4 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 17 59 る職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 2号 1 0 0.0 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 1 0 0.0 内 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 0 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 10 9 90.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 訳 6号 5 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 7목 24 9 37.5 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学職経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8등 10 11 90.9 国土利用計画地方審議会 15 7 46.7 3 土地利用審査会 3 429 都道府県交通安全対策会議 27 11 40.7 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) 28 12 42.9 ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 19 10 52.6 7 精神医療審査会 30 12 40.0 8 都道府県生活衛生適正化審議会 委員不在 × 9 都道府県医療審議会 30 12 40.0 10 准看護師試験委員会 9 14 64.3 11 麻薬中毒審査会 委員不在 12 **地方社会福祉**審議会 22 10 45 5 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 50.0 14 7 国民健康保険審査会 55.6 15 都道府県農業共済保険審査会 9 4 44.4 16 都道府県森林審議会 12 5 417 17 都道府県建設工事紛争審査会 10 4 40.0 18 建築審査会 2 40.0 5 19 都道府県建築士審査会 5 2 40.0 20 都道府県都市計画審議会 20 8 40.0 21 開発審査会 4 57.1 22 私立学校審議会 10 4 40.0 23 石油コンビナート等防災本部 公害健康被害認定審査会 24 10 0 0.0 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 25 X について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 都道府県児童福祉審議会 26 27 地方港湾審議会 9 42.9 21 × 28 土地区画整理審議会 29 教科用図書選定審議会 20 8 40.0 30 介護保険審査会 21 9 42.9 都道府県固定資産評価審議会 31 40.0 10 4 32 感染症の診査に関する協議会 40 7 17.5 33 警察署協議会 90 43 47.8 34 土地収用事業認定審議会 42.9 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 5 2 40 0 36 国民保護協議会 75 30 40.0 地方独立行政法人評価委員会 37 40.0 38 市街地再開発審査会 39 都道府県職員委員会 X × 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 5 40.0 2 後期高齢者医療審査会 42 55.6 43 留置施設視察委員会 2 4 50.0 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 29 12 41.4 46を兼わる 45 指定難病寒杏会 9 4 44 4 46 小児慢性特定疾病審査会 45を兼ねる 47 行政不服審査会 4 2 50.0 48 国民健康保険運営協議会 合 計 728 304 418

女性委員0の審議会数

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	5	4	80.0	
2 選挙管理委員会	4	2	50.0	
3 人事委員会	3	2	66.7	
4 監査委員	4	1	25.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	5	33.3	
7 収用委員会	7	3	42.9	
8 海区漁業調整委員会	25	1	4.0	
9 内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合 計	76	22	28.9	
女性委員0の委員会数	0			